

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）における保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）の確保を図るため、将来法人の看護師等として業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 看護師免許を取得しようとする者のうち、地方独立行政法人徳島県鳴門病院附属看護専門学校（以下「法人看護専門学校」という。）に入学後、同学校の学則に定める在籍期間以内に卒業し、看護師免許を取得する見込みのある者で、かつ、卒業後、法人において看護師としての業務に従事する意思がある者。
- 二 看護師免許を取得しようとする者のうち、法人看護専門学校以外の看護師養成機関（以下「看護師養成機関」という。）に入学後、同機関の規則に定める在籍期間以内に卒業し、看護師免許を取得する見込みのある者で、かつ、卒業後、法人において看護師としての業務に従事する意思がある者。
- 三 法人看護専門学校および看護師養成機関を卒業し、引き続き保健師免許、助産師免許を取得しようとする者のうち、保健師又は助産師養成機関（以下「保健師助産師養成機関」という。）を同機関の規則に定める在籍期間以内に卒業し、保健師免許又は助産師免許を取得する見込みのある者で、かつ、保健師助産師養成機関を卒業後、直ちに法人において保健師又は助産師としての業務に従事する意思がある者。

(貸与額等)

第3条 奨学金の貸与額は、年額60万円までとする。

- 2 奨学金は、無利子で貸与するものとする。
- 3 貸与方法は、奨学金対象者が毎月貸与を希望した場合は、貸与年度の年間貸与額の1/2分の1相当額を毎月末に本人指定口座に振り込み、一括貸与を希望した場合は、貸与年度の年間貸与額を原則として6月末に本人指定口座に振り込むものとする。

(貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、貸与年度の4月から同年度の3月までとする。ただし、休学等がある場合、その期間中は貸与期間に含まないものとし、その期間中は奨学金を貸与しない。

(貸与申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- 一 推薦書
- 二 履歴書
- 三 成績証明書
- 四 地方独立行政法人徳島県鳴門病院奨学金貸与申請書（様式第1号）
- 五 奨学金貸与契約書（様式第2号）

(貸与者の決定)

第6条 奨学金の貸与者の決定は、第2条各号の一に該当する者であり、かつ前条の申請をした者の中から、書類審査及び面接試験を行い、理事長がその可否を決定する。

- 2 審査結果については、奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(貸与奨学金の返還)

第7条 貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに貸与を終了するものとし、それまでに貸与を受けた奨学金の全額を一括して返還しなければならない。（延滞利息：年14.5%）

- 一 退学処分又は自己都合による退学の場合
- 二 学業成績が著しく不良になったと認められる場合
- 三 貸与を受けた者が、法人看護専門学校、看護師養成機関又は保健師助産師養成機関を卒業後、直ちに看護師等として法人に就職しなかった場合
- 四 貸与を受けた者が、法人看護専門学校、看護師養成機関又は保健師助産師養成機関を卒業後、資格を取得し、看護師等として法人に就職したものの、貸与期間に1年間を加算した期間、勤務せずに退職した場合
- 五 本規程の条項に違反した場合
- 六 その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合

(貸与奨学金の返還免除)

第8条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める金額の返還を免除するものとする。

- 一 貸与を受けた者が法人看護専門学校、看護師養成機関又は保健師助産師養成機関を卒業し、資格取得後、法人の看護師等として貸与期間に1年間を加算した期間以上勤務し、奨学金返還債務免除申請書（様式第4号）を提出した場合 全額
- 二 貸与を受けた者が死亡した場合 全額

- 三 その他理事長が返還免除を認めた場合 理事長が認めた額
- 2 前項第1号及び前条4号の勤務期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 一 休職期間（法人就業規則16条に定めるもの）
 - 二 停職期間
 - 三 欠勤期間

（連絡先の届出）

第9条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金を全額返還するまでの間、法人と必ず連絡が取れる状態とし、自宅及び勤務先の住所、電話番号、メールアドレスに変更が生じた場合は、法人に届け出なければならない。

（事務）

第10条 この規程に関する事務は、総務人事課において行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この規程は、令和8年5月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。